

令和4年度

杉戸町会計年度任用職員 募集要項

【事務補佐員】

任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日



杉戸町マスコットキャラクター
すぎびよん

杉戸町福祉課

1 募集職種

- ・事務補佐員（パートタイム会計年度任用職員）

| | |
|------|---|
| 勤務日 | 月曜日から金曜日の <u>週5日勤務</u> 9時から17時の <u>7時間勤務</u> |
| 勤務内容 | 福祉課における障がい者（児）の窓口業務、事務処理等 |
| 勤務場所 | 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当 |
| 募集人数 | 1人 |

2 資格要件

| 資格・免許 | 国籍 | 年齢等 |
|-------|----|-------------------|
| 不要 | 不問 | 不問 ※健康で意欲のある方。 |

次の、地方公務員法第16条に規定する「欠格条項」のいずれかに該当する人は受験できません。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 杉戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないもの
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5章に規定する罪を犯し刑に処されたもの
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものの

3 選考日程

| 日時 | 場所 | 合否通知時期 |
|---------------------------|--------------------------|-----------|
| 令和4年2月上旬 ※個別に日程を調整します。 | 杉戸町役場福祉課 ※詳細は別途通知します。 | 令和4年2月中旬頃 |

4 選考方法

- (1) エントリーシートによる書類選考
- (2) 個人面接（1人につき10分程度）

※再度の任用の場合は、人事評価の結果が選考において考慮されます。

5 応募方法

所定の応募用紙をご記入のうえ、期限内に福祉課へ提出してください。

- (1) 応募用紙

- ① 履歴書 ※市販品でも可（日本工業規格・A4サイズに限る）
- ② エントリーシート

- (2) 応募期限

令和4年1月31日（月） ※郵送の場合は必着

- (3) 提出先

杉戸町福祉課（杉戸町役場 第二庁舎1階）

【郵送の場合】

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当 宛

※ 封筒の表面に「履歴書 在中」と朱書きしてください。

6 合格から任用まで

選考の結果「合格」となった方は、令和4年4月1日から任用開始となります。任用期間は令和4年度末までで、状況によりその後も再度任用される場合があります。しかし、任用の継続性を保障するものではありません。

なお、任用後は、一定期間の条件付採用期間が設けられます。

また、次に該当する場合は、合格を取り消す場合があります。

- ・ 提出した書類に虚偽があった場合
- ・ 任用されるまでの期間に、公務員としてふさわしくない非行行為があった場合
- ・ 雇入れ時の健康診断において、医師が「就労不可」と診断した場合

7 任用されてから

(1) 服務賞罰・人事評価

① 服務規律

一般職の地方公務員に分類される会計年度任用職員は、地方公務員法に基づいて以下の服務規律が適用されます。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 服務の宣誓 ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 政治的行為の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 秘密を守る義務 ・ 争議行為等の禁止 |
|--|--|

② 分限処分・懲戒処分

勤務成績が良くない場合や公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。

また、法令違反等の非行行為があった場合は、懲戒処分等の対象となります。

③ 人事評価

すべての会計年度任用職員は、勤務時間の長短に関わらず人事評価を行います。客観的な能力実証である人事評価の結果は、再度の任用の際、選考における判断要素の一つとして活用されます。

(2) 報酬

| 職種 | 杉戸町職員「行政職給料表」 における級・号給 | 報酬日額 (地域手当6%分を含む) |
|-------|---------------------------|----------------------|
| 事務補佐員 | 1級 1号給～1級25号給 | 6,692円～8,306円 |

※ 給与改定により、金額が変更となる場合があります。

(3) 手当等

- ・ 通勤距離が2キロメートルを超える場合は、通勤手当が支給されます。
- ・ 1週間の所定労働時間が15時間30分以上で、任用期間が6か月以上の場合は、期末手当（ボーナス）として年2.4月（初年度は1.56）が支給されます。
- ・ 再度の任用の際、経験年数の加算により昇給に相当する給与決定がなされます。（上限あり）

(4) 支給日

給与・報酬等の支給日は、翌月21日です。また、期末手当（ボーナス）の支給日は、12月21日で、毎月の報酬等と同日に支給されます。

なお、支給日が週休日や祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日が支給日となります。

(5) 休日

休日は、週休日及び祝日、並びに年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）です。

(6) 休暇・休業

① 年次有給休暇

週5日勤務する会計年度任用職員の場合、1か月につき1日の年次

有給休暇を任用の日に付与します。翌年度も引き続いて再度の任用が行われた場合は、日数をさらに加算して任用の日に付与します。なお、前年度の残日数は、翌年度に引き継がれます。

② その他の休暇

その他の休暇については、国の非常勤職員の基準と同様に運用を行います。有給扱いとなる特別休暇の一例としては、忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇などがあります。

(7) 社会保障

① 社会保険の加入要件

週の所定労働時間が29時間以上の場合は、社会保険に加入します。また、週の所定労働時間が29時間未満であっても、次のすべての要件を満たす場合は、社会保険に加入する必要があります。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 給与（報酬）の月額が8万8千円以上であること（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当を除く）
- ・ 任用期間が1年以上見込まれていること（再度の任用の可能性を含む）
- ・ 学生でないこと

※ 社会保険に加入する場合、配偶者等の被扶養者ではなくなりますのでご注意ください。

② 雇用保険の加入要件

週の所定労働時間が20時間以上の場合は、雇用保険に加入します。

(8) 研修・福利厚生

① 研修

勤務の実態に応じて常勤職員と同様に研修を受講し、能力の向上に努めていただきます。

② 福利厚生（定期健康診断）

社会保険の加入者は、常時勤務する職員とみなして、定期健康診断等の受診対象となります。

担当課・問合せ先

杉戸町福祉課 障がい福祉担当

(杉戸町役場 第二庁舎 1階)

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話 0480-33-1111 (代表) 内線264